令和２年度給与改定（第６回）団体交渉

① 日　時　令和２年１２月９日（水）１８時０８分～１８時１３分
② 場　所　東京区政会館２０階２０３会議室
③ 出席者
（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、橋本副区長会副会長（板橋）、
高野副区長会副会長（墨田）、山口副区長（千代田）、佐藤副区長（文京）、
宮崎副区長（世田谷）、白土副区長（中野）、山本副区長（江戸川）、
志賀副管理者、鈴木人事企画部長、小池調査課長、小林勤労課長、
金子人事企画部副参事（労務・制度改革担当）
（組合）吉川委員長、中條副委員長、峰村副委員長、小宮山書記長、
八田企画調査担当部長、西嶌賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、
髙木教育宣伝担当部長
④　発言要旨
〈当局〉
それでは、私から申し上げます。
今月３日に、人事委員会から、本年の月例給に係る報告が行われました。
その内容は、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出した結果、特別区職員が民間従業員を１５７円、率にして０．０４パーセント上回っている状況でありましたが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当としております。
この報告を踏まえ、本年の月例給の取扱いについては、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給することといたします。
なお、人事委員会は、この報告において、「差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい」と言及しております。
私どもといたしましては、先の団体交渉において、皆さんと妥結した事項を始め、引き続き、適正な職員構成の実現に向け、万策を尽くしてまいりたいと考えております。
次に、業務職給料表について申し上げます。
私どもは、業務職給料表の取扱いについても、慎重に検討を重ねてまいりました

が、本年の月例給の取扱いを踏まえ、改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例の規定どおり、支給することといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の月例給に係る人事委員会報告を踏まえて、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈特区連〉

ただいま、皆さん方から、本年の月例給の人事委員会報告に対する区長会としての考え方が、最終判断として示されました。

特別区職員は、民間、国、他団体と比べて、不当に低い月例給を強要されており、その回復のために人事委員会に求めてきた、職級統合に伴う公民比較の対応関係等の見直しが実現しなかったことは、特別区職員を失望させるものであります。しかし、区長会の人事委員会報告を踏まえた最終判断と受け止め、機関に持ち帰り、判断することといたします。

その上で、区長会に対して申し上げるべきことではありませんが、特区連は、今回の人事委員会の勧告・報告について、極めて大きな問題があると認識しておりますので、一言申し上げます。

人事委員会は、現給保障者を公民比較の対象から除外する措置について、特区連はもとより、区長会からの強い要請に基づいて、昨年の勧告における「特例的な措置」として実施したものです。しかし、今回の報告では、それを一方的に、「一時的」な措置とし、短期間で措置を終了するかのような姿勢を強調しています。しかし、特例措置を終了した場合、特別区職員の月例給は、「均衡の原則」から更に大きく逸脱することは必至です。現給保障者を公民比較の対象から除外する措置は、対象者が解消されるまで継続することが必要であり、これを「一時的」とすることは、昨年の特例措置に至った経過を反故にする不当な対応と言わざるを得ません。

また、人事委員会は、今回の報告の中で、自らの責任を棚に上げて、現給保障者の解消についての全責任を区長会に転嫁しています。しかし、他団体に例を見ない規模での現給保障者は、人事委員会の勧告によって作り出されたものであり、「特例的な措置」をとる事態に至った責任は、人事委員会にあることは明白です。

さらに、人事委員会は、今回の報告について、特区連への説明会を開催せず、その理由すら明らかにしません。人事委員会勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置であり、人事委員会が、任命権者と労働組合の双方に対して説明責任

を果たす責務があることは明白です。人事委員会が、区長会にのみ説明を行い、特区連と２３区職労に説明を行わないことは、自らの中立的立場を否定しかねない大問題です。

先の一時金の引下げ勧告についても、労働条件の不利益変更であり、その理由、根拠を明らかにすることが必要不可欠です。国や他団体では例のない再任用職員と定年前職員が同月数の引下げ勧告であれば尚更です。

この間の、人事委員会の、説明責任をないがしろにする姿勢は、極めて大きな問題と言わざるを得ないことを、この際、強く表明します。